

2003年度 在台湾日系企業 模倣品被害実態調査

経済産業省 特許庁
交流協会 台北事務所

(1) 調査目的

この調査は、台湾における模倣品(ニセモノ)問題の実態について、台湾に進出している日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連機関における今後の模倣品対策の取組を検討する際の基礎資料とすべく実施したものである。

(2) 調査方法

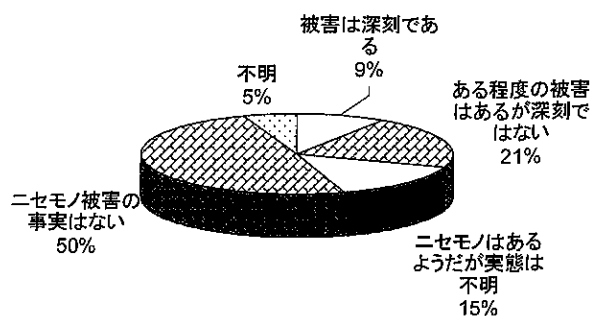
この調査は、経済産業省・特許庁の委託を受けて、交流協会台北事務所が台北市日僑工商会及び株式会社大和総研台北支所の協力を得てアンケート票を郵送し、2004年2月2日～27日の調査期間で実施したものである。

(3) 回答状況

台北市日僑工商会加盟の日系企業400社に対してアンケート票を郵送し、140社から回答が得られ、回答率は35.0%であった。回答企業を業種別で見ると、製造業が94社(67.1%)、流通サービス業が(29.3%)社、無回答が5社(3.6%)であった。

業 種	回答数内訳	
電気・電子機器製造業	22	94 製造業
精密・運輸・一般機械製造業	16	
繊維・雑貨製造業	2	
食品・化学・医薬品製造業	28	
鉄鋼・非鉄金属・窯業	5	
その他製造業	21	
小売業・卸売業	19	46 製造業以外
その他サービス業	22	
無回答	5	
	140	

1. ニセモノ被害状況



5/17/2004

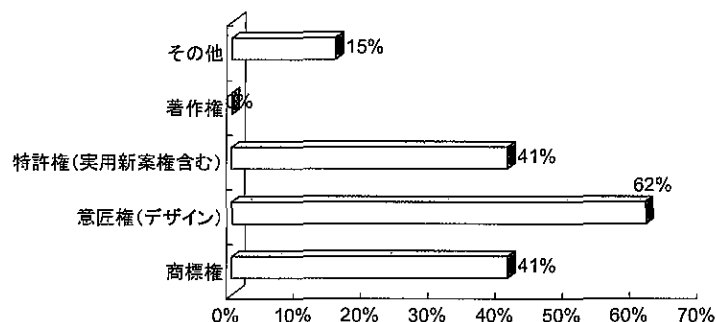
2

設問1 自社製品のニセモノ被害状況

自社製品の台湾国内でのニセモノ被害の状況に関して、「被害は深刻である」とする企業は9%、「ある程度の被害はあるが深刻ではない」とする企業は21%であり、ニセモノ被害の実態を把握している企業は合計で30%である。また、「ニセモノはあるようだが、実態は不明」とする企業は15%であり、これも含めると回答企業のうちの45%がニセモノ被害を受けていることが理解される。他方、「ニセモノ被害の事実はない」とする企業は50%と、回答企業の半数を占めている。

今年度と昨年度の被害状況を比較すると、昨年度は、「被害は深刻である」が8%、「ある程度の被害はあるが深刻ではない」が20%、「ニセモノはあるようだが、実態は不明」が16%、「ニセモノ被害の事実はない」が50%であったことから、被害状況に関する変化はほとんどみられなかったことがわかる。

2. 侵害を受けている財産権



5/17/2004

3

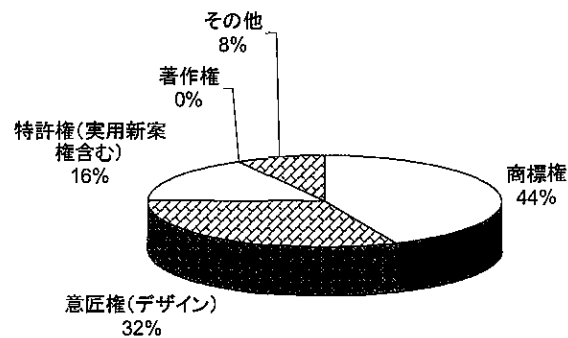
設問2 侵害されている知的財産権の種類

自社製品のニセモノ被害で、どのような知的財産権が侵害されているかについて、ニセモノ被害の実態を把握している企業のみ複数形式で回答を求めたところ、「意匠権」を侵害されている企業が62%、「商標権」と「特許権(実用新案権を含む)」を侵害されている企業がともに41%であった。

今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は、「商標権」と「意匠権」を侵害されている企業がともに67%であり、「特許権(実用新案権を含む)」を侵害されている企業は21%に過ぎなかった。台湾におけるニセモノ被害の実態が、これまでは外観や商標を単純に盗用している状況から、特許権が存続している先端技術の模倣へと、より高度化していることが理解される。

なお、「著作権」を侵害されていると回答した企業は、昨年度の調査では9%であったのに対して、今年度はゼロになった。台湾における海賊版市場の実態としては、未だに日系のテレビドラマの海賊版とおぼしきVCD等が散見される状況であるにも拘わらず、このように著作権侵害の被害がゼロになっている理由は、台湾域内の日系現地法人の多くが製造業、流通サービス業であり、メディア・コンテンツ企業等の著作権に関わる現地法人の絶対数が少ないためであると考えられる。

3. ニセモノ被害が最も大きい財産権



5/17/2004

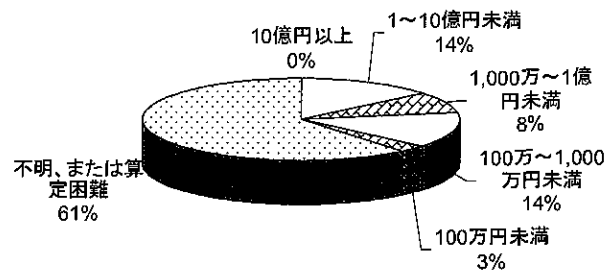
4

設問3 ニセモノ被害が最も大きい知的財産権

ニセモノ被害のうち、最も大きな被害を受けている知的財産権を一つだけ選択する設問に対して、「商標権」の被害が最大であるとする企業の割合が44%を占め、「意匠権」で大きな被害を受けている企業が32%、「特許権(実用新案権を含む)」の被害を最大とする企業が16%であった。これに対して、「著作権」と回答した企業はゼロであった。

今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は、「商標権」が51%、「意匠権」が37%、「特許権(実用新案権を含む)」と「著作権」がともに5%であったことから、「特許権」が最大の被害であるとする日系企業の割合が徐々に増加していることが理解される。

4. ニセモノ被害の年間推定額



5/17/2004

5

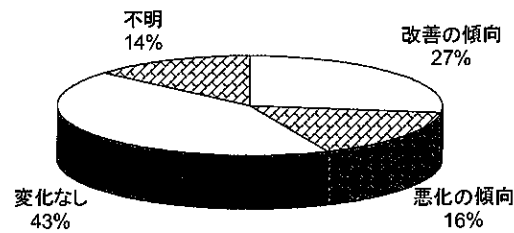
設問4 ニセモノ被害額の年間総額

各社のニセモノ被害額(損失売上高)の年間総額(昨年1年間の推定値)については、「10億円以上」とする企業がゼロであり、「1億円～10億円未満」とする企業が14%、「1000万円～1億円未満」とする企業が8%、「100万円～1000万円未満」する企業が14%、「100万円未満」とする企業が3%、「被害額は不明、又は算定は困難」とする企業が61%であった。

今年度と昨年度の状況を比較すると、昨年度は「10億円以上」が2%、「1億円～10億円未満」が16%、「1000万円～1億円未満」が21%、「100万円～1000万円未満」が16%、「100万円未満」が2%、「被害額は不明、又は算定は困難」が43%であり、「1000万円～1億円未満」としていた層が減って、「1億円～10億円未満」と「100万円～1000万円未満」の層に二極分化したことが理解される。

また、「被害額は不明、又は算定は困難」とする企業の割合が、昨年度の43%から今年度の61%へと大きく拡大しており、ニセモノの製造数や販売量の把握、ブランドイメージの毀損等の評価など、知的財産権の被害額の算定がより難しさが増してきたのではないかと推定される。

5. 前年比ニセモノ被害の状況



5/17/2004

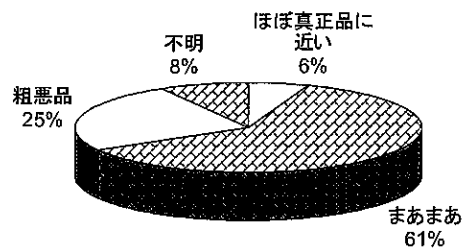
6

設問5 昨年と比較したニセモノ被害の状況

最近の台湾のニセモノ被害の状況を1年前と比較した場合、「改善の傾向」とする企業が27%、「悪化の傾向」とする企業が16%、「変化なし」とする企業は43%であった。

今年度と昨年度を比較すると、昨年度は、「改善の傾向」が32%、「悪化の傾向」が28%、「変化なし」が33%であったことから、台湾におけるニセモノ被害状況は基本的には変化が大きいもの、緩やかながら改善の方向に向かっているといえるのではないかと。

6. ニセモノ製品の品質・性能



5/17/2004

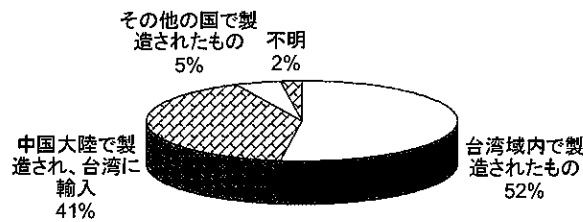
7

設問6 ニセモノ製品の品質・性能

自社製品を模倣したニセモノ製品の品質・性能等については、「ほぼ真正品に近い品質である」とする企業が6%にとどまっているのに対して、「まあまあの品質である」とする企業が61%に達し、さらに「粗悪品」とする企業も25%あり、ニセモノの多くがホンモノより品質・性能の劣るものであることが理解される。

しかしながら、今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は「ほぼ真正品に近い品質である」が5%、「まあまあの品質である」が49%、「かなりの粗悪品である」が32%であり、ニセモノの品質は徐々に粗悪品が減って、それなりの品質になりつつある傾向が窺える。

7. ニセモノ製品の製造地



5/17/2004

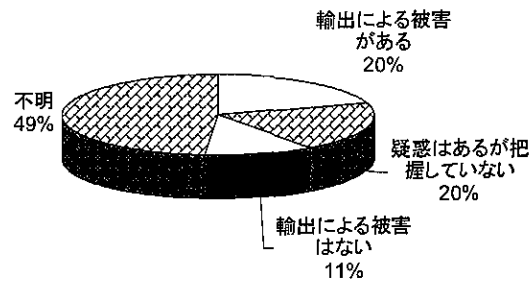
8

設問7 ニセモノ製品の製造地

ニセモノ製品の製造地がどこと推定されるか企業に回答を求めたところ、「台湾域内」との回答が52%、「中国で製造され台湾に輸入」が41%となった。台湾・中国以外の「その他」は5%、「不明」が2%であった。

以上の結果より、最近、模倣品の設計、リバースエンジニアリング、商標刻印用の金型や製造装置の部品等を台湾域内で行い、大量生産に関しては中国大陸において実施する事例が多く見受けられるものの、台湾における模倣品の半数以上は依然として台湾域内で製造されているものと推定される。

8. ニセモノ製品の輸出被害



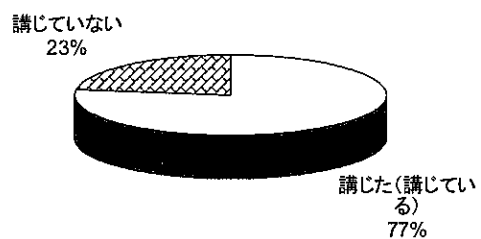
5/17/2004

9

設問8 ニセモノ製品の輸出被害

ニセモノ製品が台湾からさらに海外に輸出されているかどうか尋ねたところ、「輸出による被害がある」と答えた企業が20%、「疑惑はあるが把握していない」という企業が同じく20%あり、可能性まで含めると40%の企業が輸出被害を訴えた。「輸出被害なし」という企業は11%にとどまっており、残りの49%は「不明」と回答している。

9. ニセモノ対策の有無



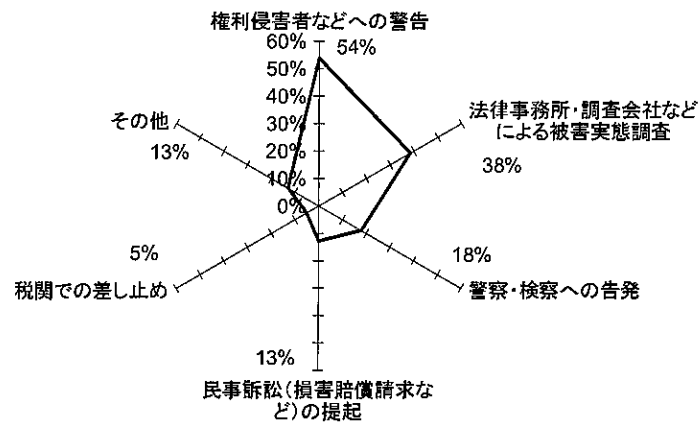
5/17/2004

10

設問9 ニセモノ対策の有無

台湾現地法人内でニセモノ対策を講じているかどうか尋ねたところ、77%の企業が「講じた(あるいは講じている)」と回答した。特に何も講じていない企業は23%であり、ニセモノ被害を受けている企業の約3/4が何らかの対策を講じていることがわかった。

10. ニセモノ対策の方法



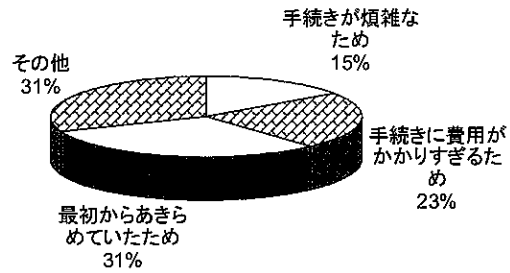
5/17/2004

11

設問10 ニセモノ対策の方法

各社が講じているニセモノ対策について複数回答を求めたところ、「警告」が54%、「被害実態調査」については38%の企業が実施していることが明らかになった。また、「警察・検察への告発」については18%、「民事訴訟(損害賠償請求等)の提起」については13%の企業が実施している。「税関での差し止め」を図っている企業は5%だった。

11. ニセモノ対策を講じていない理由



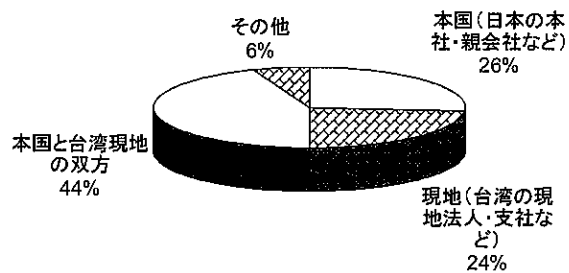
5/17/2004

12

設問11 台湾でニセモノ対策を講じていない理由

ニセモノ対策を講じていない企業に理由を尋ねたところ、「最初からあきらめていたため」という回答が31%と最も多く、やむを得ないとの認識の企業が比較的多いことが窺われる。次いで多い回答が「手続きに費用がかかりすぎる」が23%、「手続きが煩雑なため」が15%となっている。

12. ニセモノ対策のイニシアチブ



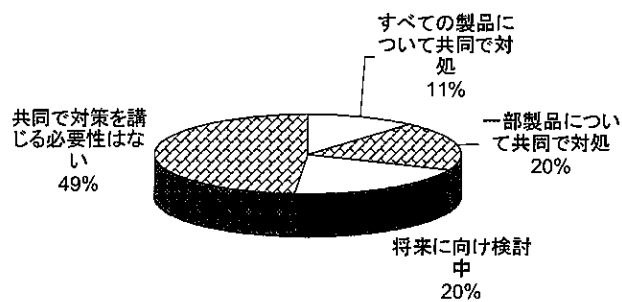
5/17/2004

13

設問12 ニセモノ対策のイニシアチブ

ニセモノ対策のイニシアチブについては、「本国と台湾現地の双方」が44%と最も多い。「台湾現地」にイニシアチブが与えられているのは24%にとどまっており、逆に「本国」という体制となっている企業も26%あった。

13. 他社との共同ニセモノ対策



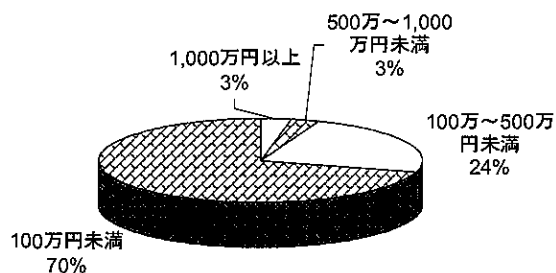
5/17/2004

14

設問13 他社との共同ニセモノ対策

他社と共同でニセモノ対策を講じているかどうかについては、「共同で対策を講じる必要はない」との回答が49%で最も多かった。しかし、「将来に向け検討中」が20%、「一部製品について共同で対処」が20%、「すべての製品について共同で対処」が11%となっており、何らかの形で共同ニセモノ対策を講じている、あるいは講じることを検討している企業も全体の半分に達している。ニセモノ対策には他社との共同対策も選択肢の一つとする考え方が共有されているようだ。

14. ニセモノ対策年間予算



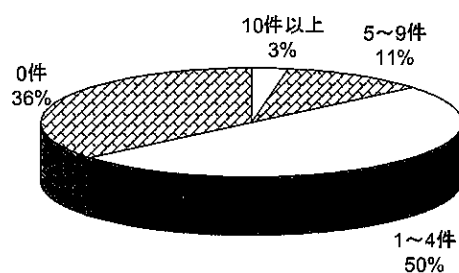
5/17/2004

15

設問14 ニセモノ対策の年間予算

台湾におけるニセモノ対策に年間どの程度の予算(人件費を含む昨年1年間の全経費)を投じているかについては、「100万円未満」とする企業が70%と最も多くを占め、「100万～500万円」が24%と続いている。「500万～1,000万円」、「1,000万円以上」とする企業はともに3%であり、結局対策費は500万円未満という企業が大半であることが明らかとなった。

15. 自社調査による摘発



5/17/2004

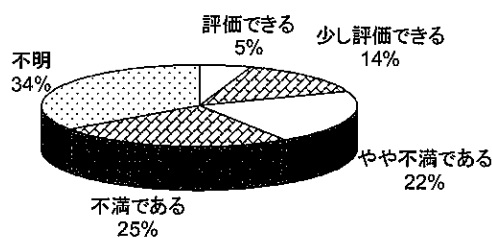
16

設問15 自社調査による摘発

昨年1年間に行なわれた自社調査による摘発は、「1~4件」とする企業が50%と最も多く、次いで「0件」とする企業が36%だった。「5~9件」とする企業は11%、「10件以上」とする企業は3%にとどまっている。

今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は「0件」が52%と最も多く、次いで「1~4件」が37%、「10件以上」が9%、「5~9件」が2%であり、1社当たりの件数は増えていないものの、自発的な摘発活動をとる企業の割合は増えてきているようである。

16. 台湾当局の取締活動への評価



5/17/2004

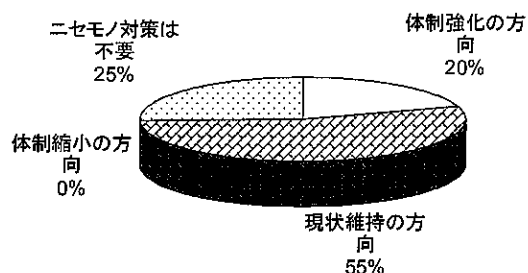
17

設問16 台湾当局の取締活動への評価

設問16以降は、ニセモノ被害のない会社も含めた回答企業全社を対象としている。台湾当局のニセモノ取締り活動について、「評価できる」とする企業は5%にとどまっており、「少し評価できる」とする企業の14%と合わせても肯定的に評価する意見は19%にすぎない。これに対して、「不満である」とする企業が25%、「やや不満である」とする企業は22%であり、否定的に見ている企業は47%に達しており、台湾当局に対する不満は大きいようである。

なお、今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は「評価できる」が5%、「少し評価できる」が12%、「やや不満である」が25%、「不満である」が23%であり、台湾当局の取締り活動への評価に関しては特段の変化は見られなかった。

17. 自社のニセモノ対策への取組



5/17/2004

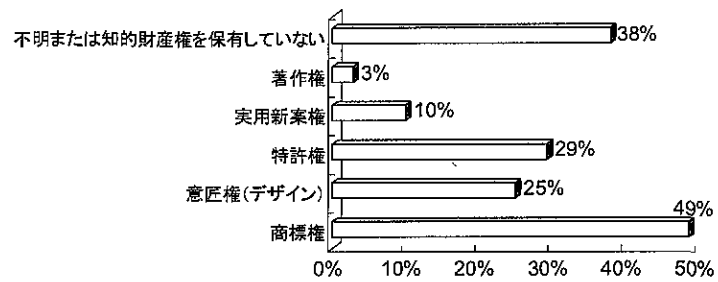
18

設問17 自社のニセモノ対策への取組

自社のニセモノ対策について今後の取組み体制について、「現状維持の方向」とする企業が55%と最も多く、次いで「ニセモノ対策は不要」とする企業が25%で続いている。また、「体制強化の方向」とする企業も20%あり、「体制縮小の方向」とする企業はゼロであった。

今年度と昨年度の結果を比較すると、昨年度は、「現状維持の方向」が53%と最も多く、次いで「ニセモノ対策は不要」が30%、「体制強化の方向」が16%、「体制縮小の方向」が1%であったことから、日系企業のニセモノ対策への取組姿勢は過半数が現状維持であるものの、徐々に体制強化が図られている方向にあるといえる。

18. 台湾域内の保有知的財産の種類



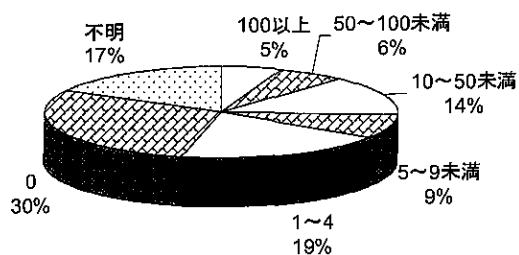
5/17/2004

19

設問18 台湾域内で保有している知的財産の種類

台湾国内で保有している知的財産の権利の種類について、回答企業全社に複数回答を求めたところ、企業の49%が「商標権」を、29%が「特許権」を、25%が「意匠権」を、10%が「実用新案権」を台湾域内で取得していることが判明した。また、企業の3%が「著作権」を自社保有の知的財産権として認識しており、「不明または知的財産権を有していない」とする企業は38%であった。

19. 台湾域内での知的財産権登録件数



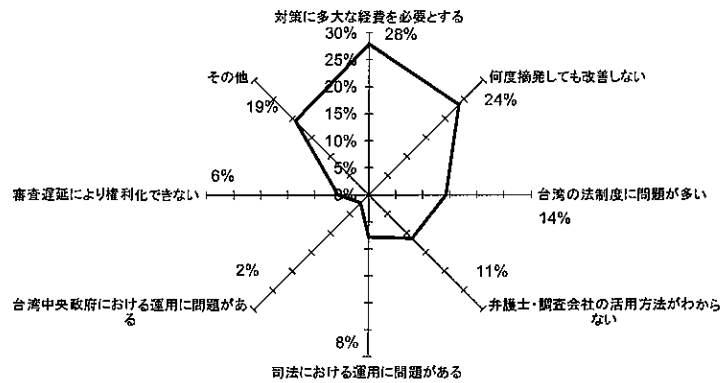
5/17/2004

20

設問19 台湾域内での知的財産権登録件数

各社が台湾域内で登録している知的財産権の登録件数について、回答企業全社に複数回答を求めたところ、「0」が30%で最も多く、「1~4」が19%、「10~50未満」が14%となっている。次いで「5~9未満」は9%、「50~100未満」が6%で、「100以上」は5%だった。

20. ニセモノ対策の障害



5/17/2004

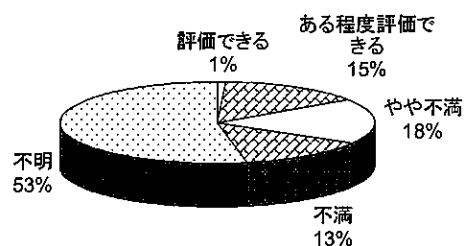
21

設問20 ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策を行う上で障害になっていることについて回答企業全社に複数回答を求めたところ、「対策に多大な経費を必要とする」とした企業が全体の28%と最も多く、「何度摘発しても改善の効果が見れない」とする企業も24%にのぼった。

他方、「対策の方法が分からない」とする企業は全体の11%にすぎず、現地法人の多くは、知的財産権への権利侵害に対する対処方法を知っているようである。

21. 台湾政府に対する日本政府の対応についての評価



5/17/2004

22

設問21 台湾政府に対する日本政府の対応についての評価

日本政府のニセモノ対策への取組みについて、「評価できる」とする企業はわずかに1%、「ある程度評価できる」とした企業は15%であり、肯定的な評価は合計16%にとどまっていることがわかった。これに対して「やや不満」とする企業は18%、「不満」は13%であり、合計すると31%の企業が日本政府のニセモノ対策に否定的な評価を下している。